

## 地域公共交通会議 福祉交通検討部会設置について

### 1. 設置の経緯

車を運転しない、又はできない高齢者の増加や自家用車などの移動手段がない人たちや、近くに路線バスのバス停がないなどの移動に関する課題に対して、現行のコミュニティワゴンなどの交通システムでは全てに対応することは難しいことから、乗り合い交通の検討と並行的に地域特性を考慮した、福祉的な交通の検討が必要になってきた。また、議会で福祉有償運送の積極的活用を求める陳情採択を受け、地域公共交通会議に福祉交通検討部会を設置するに至った。

### 2. 福祉的な交通の対象者・目的

対象者：主に移動制約者を対象とする。移動制約者とは、公共交通機関等を利用することにおいて何らかの制約がある人をいう。(例：けがをした人、妊産婦、幼児連れの人、高齢者・しょうがいしゃ等の一部、経済的困難者など)

目的：外出支援のための移動手段の確保・支援

### 3. 福祉交通検討部会

#### (1) 目的・任務

福祉的な交通手段の考え方、方向性を調査・研究・検討し、その結果を地域公共交通会議へ報告すること。

#### (2) 検討内容

以下の交通システムに関する先進事例等を調査・研究し、実施・活用する上での課題抽出及び整理を行う。

##### ①道路運送法の適用

###### ア) デマンド型タクシー (乗合)

- ・区域での運行許可
- ・定路線型、ドア to ドア型など

###### イ) 福祉タクシー、福祉有償運送の活用

##### ②道路運送法の適用外

###### ア) 福祉バス (小型バス、ワゴン)

- ・料金無料
- ・事業主体の検討
- ・公共施設、駅等を循環

※福生市、あきる野市などで運行

###### イ) 地域・地元発意による乗り合い交通 (ワゴン、乗用車)

- ・自助・互助を基本とする。
- ・自治会、町内会、老人会などを対象
- ・会費での運行を基本とする。

- ・ボランティアによる運行管理
- ・継続可能な範囲での運行
- ・公的支援の検討（車両、会の立上げ、運転、会員の募集・登録など）

③検討期間

平成28年秋頃を目途に、交通会議へ報告を行う。

(3) 福祉交通検討部会メンバー

表1の通り。

(4) 事務局

交通課・福祉総務課・地域包括ケア推進担当

4. 地域公共交通会議

福祉交通検討部会の報告内容について、交通会議で検討・協議をするものと福祉施策として実施するもの、それ以外ものに整理する。交通会議以外のものについては、新たな組織の設置を含め対応について検討を行う。必要に応じ、市で福祉の交通施策や補助施策を協議する組織の設置を行っていく。

## 国立市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じて市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の特性に適した移動手段の実現に必要な事項を協議するため、国立市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 国立市における公共交通の在り方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 試行的な運行の検証に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者及びその組織する団体の代表者
- (2) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表者及びその組織する団体の代表者
- (3) 国土交通省関東運輸局の職員
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (5) 道路管理者の職員
- (6) 警視庁立川警察署の職員
- (7) 公募による市民
- (8) 学識経験者
- (9) 市の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、交通会議に必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から市長が指名する者をもって充て、副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 交通会議の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより会議の公平かつ円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、交通会議の決定により非公開とすることができる。

(部会)

第7条 会長は、協議に必要な資料の収集、調査及び検討をさせるため、交通会議に部会を設置することができる。

2 部会は、交通会議の協議に必要な資料を収集し、又は調査若しくは検討を行ったときは、その結果を交通会議に報告しなければならない。

3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

4 部会は、第2項の規定による報告をもって解散する。ただし、会長が部会の存続を必要と認める場合は、この限りでない。

(部会の組織等)

第8条 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

3 部会長は、必要に応じて部会の会議を招集し、部会の会務を総括する。

(意見の聴取等)

第9条 交通会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議を構成する団体等及びその関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(謝礼金)

第11条 市長は、交通会議に出席した委員に対して、予算の範囲内で別に定めるところにより、謝礼金を支払うものとする。

(庶務)

第12条 交通会議の庶務は、都市整備部交通課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成27年7月10日から施行する。